

吉野町有線テレビ放送における有料広告放送取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、吉野町(以下「町」という。)が運営する吉野町有線テレビ放送施設の自主放送「コミュニティビジョン吉野」(以下「C V Y」という。)への広告放送について必要な事項を定めるものとする。

(広告放送の種類)

第2条 C V Yで放送する広告は、次のとおりとする。

- (1) 動画による広告放送(以下「動画広告」という。)は音声付画像。
- (2) 静止画による広告放送(以下「静止画広告」という。)は音声の入らない文字及び写真等の画像。

(放送可能な広告放送の範囲)

第3条 C V Yに広告を放送することができる者及び広告の内容の範囲は、吉野町広告掲載実施要綱及び吉野町広告掲載基準に定めるところによる。

(広告放送の位置)

第4条 放送する広告の放送位置は、C V Yの中で町が指定した次の位置とする。

- (1) 動画広告は、定時番組放送時間枠の前で、動画広告の申込が複数ある場合の放送順序は、受付の新しい動画広告から放送するものとする。
- (2) 静止画広告は、文字放送時間の枠内とする。

2 放送回数は、次のとおりとする。

- (1) 動画広告は、1日4回以上とする。
- (2) 静止画広告は、1日20回以上とする。

(広告放送の規格等)

第5条 放送する広告の規格・フォーマットは、次のとおりとする。

- (1) 動画広告は、MXFファイル、XDCAM HD、XDCAM、HDV、ベーターカムSP、ベーターカム、DVCAM、DV、DVDのHDあるいはSD映像とし、映像、音声を有するものとする。
- (2) 静止画広告は、縦480ピクセル×横640ピクセルのVGA規格、ファイルはビットマップ形式、色数はフルカラー画像、画像内の文字等はSMPTEが推奨するTV系の動作及びタイトル安全区域に対する指定に準拠すること。また、広告の四隅のいずれか一箇所に「広告」と表示すること。

(広告放送の募集)

第6条 広告の募集は、随時行うものとする。

(広告放送の申込)

第7条 広告放送を申し込む者(以下「申込者」という。)は、吉野町有料広告放送申込書(様式第1号)に放送しようとする、動画広告または静止画広告の放送素材を添えて、放送開始希望日の20日前までに町長に提出しなければならない。

2 動画広告及び静止画広告は完成品で搬入すること。

3 広告放送の放送時間長は、次のとおりとする。

(1) 動画広告は1放送30秒以内とする。また、30秒2枠分(合計60秒以内)を1放送とすることもできる。この場合広告放送料は2倍とする。

(2) 静止画広告は1放送30秒以内とする。また、引き続く1画面と合わせて2画面までを1放送とすることもできる。この場合広告放送料は2倍とする。

4 広告放送の期間は次のとおりとし、連続する放送期間は最大12カ月とする。

(1) 動画広告は、1週間単位とする。

(2) 静止画広告は、1カ月未満の場合は1週間単位とし、1カ月以上の場合は1カ月単位とする。

5 動画広告及び静止画広告の放送開始日は、随時開始することとする。

(広告放送の決定等)

第8条 町長は、第7条の申込書を受け付けた時は、速やかに広告案の内容を審査し、放送の可否を決定の上、決定通知書(様式第2号)により申込者に通知しなければならない。

2 申込者が多数の場合は、先着順とする。

3 町長は、広告放送案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告放送料の納付)

第9条 広告放送料は、別表のとおりとする。

2 広告放送料について、申込者は町長の指定する期日までに、一括して納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(広告放送料の還付)

第10条 広告放送の期間内に広告主の責めに帰さない事由により広告放送を休止した場合は、その休止した日数に相当する期間の広告放送を延長し、延長できない場合は休止日数に相当する広告放送料金を日割り計算により還付するものとする。ただし、当該日数が1日未満の場合は延長及び還付はしない。

2 災害その他緊急事態が発生した場合や長時間番組の編成、番組放送時間の延長等により放送回数が第4条2項の放送回数を下回った場合でも広告放送料は還付しない。

3 広告依頼主の事由により広告放送の期間内に放送を取り下げる場合は、広告放送料は還付しない。

(広告放送の内容等)

第11条 広告のデザイン及び内容は、公共放送機関としてのC V Yのイメージを損なうことのないよう協議のうえ放送するものとする。

2 広告における、著作権、肖像権などは広告主において確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。

(1) 動画放送の場合、映像、音楽、イラスト、写真、ロゴなど。

(2) 静止画放送の場合、デザイン、イラスト、写真、ロゴなど。

(損害賠償等)

第12条 広告の放送により発生した広告主の損害については、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

2 広告の放送により第三者に損害を与えた場合において、その責任は広告主にあるものとし、町は賠償の責任を一切負わないものとする。

(広告放送の取り消し)

第13条 町長は、次の場合は、広告放送を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告放送料を納付しなかった場合

(2) 広告主及び、広告の内容等が要綱及び基準に接触する事実が判明し、町の是正等の指示に従わない場合

(3) その他、町長が広告の掲載取り消しを妥当と認めた場合

(補足)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年2月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 動画広告放送料は、下記の1週間単価×週数とする。

放送期間	1週間単価
1週～5週	20,000円
6週～9週	19,000円
10週～14週	18,000円
15週以上	17,000円

2 静止画広告放送料は、次のとおりとする。

放送期間	放送料単価
1週間	5,000円
1カ月	20,000円
2カ月	40,000円
3カ月	54,000円
4カ月	72,000円
5カ月	90,000円
6カ月	96,000円
7カ月	112,000円
8カ月	128,000円
9カ月	135,000円
10カ月	150,000円
11カ月	165,000円
12カ月	168,000円